

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</b>									
<b>第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</b>									
<b>1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し</b>									
<b>ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討</b>									
787	①	<p>働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。</p> <p>・税制については、平成29年度税制改正において配偶者控除等の見直しが行われ、平成30年分の所得税から適用されており、引き続き制度の周知と円滑な運用に努める。なお、平成30年度税制改正において給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われているところ、今後も、働き方の多様化や待遇面の格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める。</p> <p>また、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いや、働き方の多様化を踏まえた退職給付に係る税制について、企業年金・個人年金等は企業の退職給付の在り方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行う。</p>	総務省	<p>・個人所得課税の各種控除のあり方について、これまでの税制改正の影響等も踏まえ、引き続き検討を行った。</p> <p>・私的年金や退職給付のあり方については、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえ、検討を行った。</p>	<p>・働き方に中立的な税制の実現に向け、税制における配偶者控除の見直し等をはじめとするこれまでの税制における取組みはこれに寄与しており、今後も丁寧な取組を行うことが重要。</p>	<p>・引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。</p>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
788	①	<p>働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。</p> <p>・税制については、平成29年度税制改正において配偶者控除等の見直しが行われ、平成30年分の所得税から適用されており、引き続き制度の周知と円滑な運用に努める。なお、平成30年度税制改正において給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われているところ、今後も、働き方の多様化や待遇面の格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める。</p> <p>また、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いや、働き方の多様化を踏まえた退職給付に係る税制について、企業年金・個人年金等は企業の退職給付の在り方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行う。</p>	財務省	<p>・個人所得課税の各種控除のあり方について、これまでの税制改正の影響等も踏まえ、引き続き検討を行った。</p> <p>・私的年金や退職給付のあり方については、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえ、検討を行った。</p>	<p>・働き方に中立的な税制の実現に向け、税制における配偶者控除の見直し等をはじめとするこれまでの税制における取組みはこれに寄与しており、今後も丁寧な取組を行うことが重要。</p>	<p>・引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。</p>	-	-	-
789	①	<p>働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。</p> <p>・社会保障制度については、被用者保険加入によるメリットの理解を十分に広めながら、令和4（2022）年10月及び令和6（2024）年10月からの中小企業等で働く短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進める。</p> <p>第3号被保険者については、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえつつ、被用者保険の適用拡大を進める中で第3号被保険者を縮小する方向で検討を進める。</p> <p>また、遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証する。</p>	厚生労働省	<p>・令和2年年金改正法に基づき、</p> <p>・令和4年10月に従業員100人超の企業の短時間労働者の被用者保険の適用拡大</p> <p>・令和6年10月に従業員50人超の企業の短時間労働者の被用者保険の適用拡大等を行うこととした。</p> <p>・併せて、適用拡大に向け、適用拡大特設サイト創設等の周知・広報の強化を実施。</p>	<p>・令和2年年金改正法の施行もあり、短時間労働者の被保険者数は増加した。</p>	<p>・働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会 議論の取りまとめ（令和6年7月3日）において、</p> <p>・経過措置として設けられた企業規模要件については、他の要件に優先して、撤廃の方向で検討を進めるべきである。</p> <p>等とされたことを踏まえ、次期年金制度改正に向けては、社会保障審議会年金部会において議論を行い、年末頃に取りまとめを行う予定。</p>	-	-	<p>短時間被保険者数 令和4年9月 597,271人 （うち女性： 447,369人） 令和6年5月 946,286人 （うち女性： 721,238人） （厚生年金保険、国民年金事業状況（事業月報））</p>

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
790	①	働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。 ・配偶者の収入要件があるいわゆる配偶者手当については、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとの指摘があることに鑑み、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、引き続きそのための環境整備を図る。	厚生労働省	・労使の話し合いの中で配偶者手当の見直しも議論されるよう、以下の対応を実施している。 － 中小企業においても配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表 － 配偶者手当が就業調整の一因となっていること、配偶者手当を支給している企業が減少の傾向にあること等をセミナーで説明するとともに、中小企業団体を通じて周知	・配偶者手当について、労使にその在り方を検討することを一定程度促すことができたと考えられる。	・引き続き、労使の話し合いの中で配偶者手当の見直しが議論されるよう、周知広報の取組を行う。	－	－	－

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>イ 家族に関する法制の整備等</b>									
791	①	現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統合的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧姓の通称使用について、令和4年3月に金融庁と共同で預金取扱金融機関における旧姓による預金口座開設等の対応状況や課題等を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を公表した。</li> <li>また、各府省庁が所管している各種国家資格等における旧姓の使用の現状等の調査を実施し、その結果を公表した。</li> <li>あわせて、関係府省と連携の上、旅券の旧姓併記の要件緩和、特許庁関係手続における旧姓併記、不動産登記における所有権の登記名義人の旧姓併記の周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>このような取組により旧姓の通称使用の拡大及びその周知が着実に進んでいると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、引き続き関係府省と連携の上、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組んでいく。</li> </ul>	-	-	-
792	②	婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>選択的夫婦別氏制度の導入については、平成27年12月の最高裁判決及び令和3年6月の最高裁決定において、国会で論ぜられ、判断されるべき事項であると指摘された。この問題は、社会全体における家族の在り方にも関わる問題であるところ、令和4年3月公表の世論調査の結果を見ても、いまだ国民の意見が分かれている状況にある。そのため、法務省としては、ホームページの更新や、与党内において様々な立場の議員間で議論を行うために設置されたWT（会合）における説明等を含む情報提供を通じて、国民や国会での議論が深まるよう取り組んできた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民各層や国会議員間での議論が進められてきたと承知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦の氏の在り方については、現在でも、国民の間に様々な意見があり、今後とも、国民各層の意見や国会における議論を踏まえて、その対応を検討していく必要があるものと考えている。</li> <li>そのため、国民の間はもちろん、国民の代表者である国会議員の間でもしっかりと議論していただき、より幅広い理解を得ていただくため、引き続き、ホームページなどでの情報提供に取り組む予定である。</li> </ul>	-	-	-
793	③	女性の再婚禁止に係る制度の在り方等について検討を進める。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年12月10日に、女性の再婚禁止期間を規定した改正前民法第733条を削除することなどを内容とする「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号）が成立した。</li> <li>なお、同法律のうち女性の再婚禁止期間の廃止に関する規定等は、令和6年4月1日に施行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民法等の一部を改正する法律」の成立・施行により、女性の再婚禁止期間が廃止され、婚姻の要件に関して両性の平等が実現された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法の周知のため、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、パンフレット、ポスター及びリーフレットを関係機関・関係団体に配布したところであり、引き続き関係機関・関係団体とも連携しつつ、広く改正法の内容につき周知を図る予定である。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備</b>									
794	①	子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施する。	こども家庭庁	・新制度の実施主体である市町村が、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じて幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を計画的に実施している。 ・「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、制度発足以来一度も改善されてこなかった4・5歳児の配置基準について、2024年度から、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設けるとともに、これと併せて、最低基準の改正を行った。 ・さらに、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善については、人事院勧告を踏まえた対応を実施した。 ・放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、受け皿の拡大を図っており、令和5年5月1日時点の登録児童数は、約146万人と過去最高値を更新し、着実に受け皿整備が進んでいる。	・職員配置基準の改善及び保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進めることで、幼児教育・保育の質の向上を進めてきた。 「新・放課後子ども総合プラン」において、令和5年度末までに約152万人分の受け皿整備を行うことを目標と掲げていたが、令和5年5月1日時点の登録児童数は約146万人となった一方で、待機児童数は約1.6万人発生しており、プランの目標値の達成は困難であった。	・「こども未来戦略」に基づき、2025年度以降、1歳児の配置基準について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるとともに、民間給付動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。 令和5年12月には、放課後児童対策の一層の強化を図るため、文部科学省と連携し、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、待機児童の解消に向けた取組を進めてきたところ。引き続き、早期に152万人分の受け皿整備の目標が達成できるよう、文部科学省とも連携し、市町村による整備を後押しすると共に、待機児童解消に取り組む。	放課後児童クラブの登録児童数	-	-
795	①	子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保、子育て支援員の活用等を推進する。	こども家庭庁	・令和3年度から令和5年度までの3年間で2万人の保育の受け皿を整備。	・令和6年4月1日時点の待機児童数は2,567人となり、ピークであった平成29年の26,081人から7年連続で減少し、待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている。	・引き続き必要な保育の受け皿を整備する。 ・必要な保育人材の確保については、新規資格取得の促進、就業継続、離職者の再就職支援等を総合的に推進する。	保育所等待機児童数	-	-
796	①	子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。	こども家庭庁	・延長保育 実績値（2022年度）：延べ92万人 ・夜間保育（延長保育の内数） 実績値（2022年度）：延べ92万人 ・病児保育 実績値（2022年度）：延べ97万人	・いずれの事業においても、実施主体である市町村が地域のニーズを適切に把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を着実に遂行していると考える。	・子ども・子育て支援新制度では、地域のニーズに応じた多様な保育等の充実を図ることとしており、これらの事業については、市町村が実施主体となり、令和7年度から5か年の第3次事業計画を策定して、計画的に整備を進めていく。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
797	①	子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。	こども家庭庁	・一時預かり（一般型） 実績値（2022年度）：9,620か所、延べ346万人	・いずれの事業においても、実施主体である市町村が地域のニーズを適切に把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を着実に遂行していると考えられる。	・子ども・子育て支援新制度では、地域のニーズに応じた多様な保育等の充実を図ることとしており、これらの事業については、市町村が実施主体となり、令和7年度から5か年の第3次事業計画を策定して、計画的に整備を進めていく。	-	-	-
798	①	子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・幼児教育・保育の無償化の着実な実施や保育サービス利用にかかる支援等により、保護者の経済的負担の軽減等を図る。	こども家庭庁	・令和元年10月より、3歳から5歳までのこどもの保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0歳から2歳までのこどもについては住民税非課税世帯を対象として無償化を実施している。	・子育て世帯の経済的負担軽減につながる取組となっている。	-	-	-	-
799	①	子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・国や地方公共団体が行うベビーシッター等に関する利用者の負担軽減について措置を講ずることを検討する。	こども家庭庁	・令和元年10月より、0歳から2歳までのこどもについては住民税非課税世帯を対象として無償化を実施している。 ・平成28年度より、企業の労働者等が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合等に、その利用料の一部を助成する事業を実施している。	・子育て世帯の経済的負担軽減につながる取組となっている。	・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業については、仕事と子育ての両立支援に資するため、引き続き事業を継続して参りたいと考えています。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
800	①	<p>子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。</p> <p>・放課後等デイサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子供の受入れを実施するとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援する。</p>	こども家庭庁	<p>・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、療育手帳等を所持する児童に限らず、同等の障害を有していると認められる児童も含めて可能な限り障害のある児童の受け入れに努めている。また、障害児を受け入れる放課後児童クラブで、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する放課後児童支援員を配置するために必要な経費を上乗せ補助する等、事業所への支援を行っている。</p> <p>・放課後等デイサービスにおいては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、家族支援の観点から、今般の報酬改定において延長支援加算の見直しを行ったところ。</p>	<p>・障害児受入クラブ数は、着実に増加しており、令和5年5月現在で、全25,807クラブのうち約61%に当たる15,841クラブにおいて、59,660人を受け入れている。</p> <p>・放課後等デイサービスの事業所数等は、令和6年3月現在で、21,411事業所あり、利用者数は、345,741人となっており増加傾向にある。</p>	<p>・障害のあるこどもの利用機会確保のための適切な配慮及び環境整備を後押しするとともに、市町村や放課後児童クラブに対して、学校関係者等との連携を促す。</p> <p>・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で見直した各加算等の活用状況等の実態を把握し、その結果を踏まえ必要な方策を検討していく。</p>	-	-	-
801	①	<p>子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。</p> <p>・放課後等デイサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子供の受入れを実施するとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援する。</p>	厚生労働省	<p>・マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等を対象に、多様な求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。</p> <p>・障害のある子供を育てる保護者の就労支援に資する職業訓練を推進している。</p>	<p>・マザーズハローワーク等において、子育て中の女性等の多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援を推進することにより、53,636人の就職を実現した（令和5年度）。</p> <p>・育児や介護など家庭の事情により受講時間に制約がある方に対する職業能力開発機会の提供に繋がった。</p>	<p>・引き続き多様な求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。</p> <p>・引き続き、障害のある子供を育てる保護者の就労支援に資する職業訓練を推進する。</p>	-	マザーズハローワーク事業の実績	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
802	②	子供の事故防止に関連する関係府省の連携を図り、保護者や教育・保育施設等の関係者の事故防止の意識を高めるための啓発活動や、安全に配慮された製品の普及等に関する取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。	子ども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防ぐことのできる子供の事故を防止するために、「子供の事故防止に関する関係府省連絡会議」を開催し、関係府省が緊密に連携して、子供の事故に関する情報交換を行い、情報の収集・分析や各種の事故防止のための取組を行っている。</li> <li>・「子供の事故防止週間」における関係府省が連携した集中的な広報啓発、予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをとめたハンドブックの作成・周知を行っている。</li> <li>・教育・保育施設等における重大事故を防止するため、事故の発生が懸念される時期（新年度、水遊び・プール遊び、節分行事等）にあわせて、地方自治体及び各施設・事業所に対して、注意喚起を実施している。</li> <li>・令和3年度及び令和5年度の子ども・子育て支援調査研究事業において、教育・保育施設等における重大事故防止に関する分かりやすい啓発資料を作成して、地方自治体及び各施設・事業所に周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係府省と連携した子供の事故防止の取組や、事故防止に係る広報啓発等は継続的に行っており、一定の評価ができる。</li> <li>・施設・事業所に対する重大事故防止の取組については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知を中心として推進しており、一定の評価ができる。</li> </ul>	<p>【検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドブック等を活用した子供の事故防止に係る広報啓発においては、啓発資料や啓発情報が広く認知されることが重要であり、発信された情報が多くの家庭に届く流れが必要である。</li> <li>・教育・保育施設等における子供の重大事故を防止するため、如何にしてガイドライン記載の重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項等を浸透させていくのか、引き続き検討していく必要がある。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依然として子どもが事故の後を絶たない状況にあるため、今後も一層の取組が必要である。</li> <li>・ハンドブックで提供する情報について持続的に改善を図るため、有識者による監修等が受けられる体制の確保、内容等の充実を検討し、引き続き、当該ハンドブックを活用した情報発信に取り組む。</li> <li>・国として取り組んでいる重大事故の再発防止方策である事故報告集計、事故情報データベース、有識者会議、調査研究事業等の結果を保育現場に分かりやすく還元して、引き続き、教育・保育施設等における重大事故の減少に向けて取り組む方針である。</li> </ul>	-	-	-
803	③	子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年6月に千葉県八街市で発生した事故を受け合同点検を実施し、抽出した警察による対策必要箇所（1万6,997か所）において、交通安全を確保するための対策を実施した。</li> <li>・防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保に係る各種の取組を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察による対策必要箇所1万6,997か所のうち、令和6年3月末現在、1万6,977か所で対策が完了している。</li> <li>・平成30年6月に策定された「登下校防犯プラン」に基づき、多様な担い手による見守りの活性化を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子供の安全を図るため、残る対策必要箇所についても、関係機関と連携しながら早期に対策を実施していく。</li> <li>・引き続き、関係機関・団体及び地域住民等と連携して、通学路等における子供の安全確保のための対策を推進していく。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
804	③	子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進する。	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施し、全国約36,000か所の対策必要箇所を抽出、これらに対して、国土交通省及び警察庁が安全対策を講ずることとされた。</li> <li>令和元年以降、キッズ・ゾーンの創設、キッズ・ガードの事業化に取り組んでおり、キッズ・ゾーンについては、令和3年8月に設定状況の報告及び継続的な検討依頼を実施、キッズ・ガードについては、令和5年度当初予算から対象施設を拡充（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加）するなど、さらなる施策の推進に取り組んでいる。</li> <li>令和6年6月、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について通知を发出し、園外活動時の安全管理について改めて周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急安全点検において抽出した対策必要箇所について、国土交通省が27,768か所中27,202か所、警察庁が7,421か所中7,420か所において対策を完了（令和6年3月末現在）したとの報告がなされた。</li> <li>キッズ・ゾーンの設定及びキッズ・ガードの活用について、一定の評価ができる。</li> </ul>	<p>【検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもを保育所等に預けて働く世帯が増加する中、保育所等を始め地域でこどもを見守っていくための取組の充実について検討する必要がある。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>依然としてこどもが犠牲となる交通事故が発生していることから、今後も継続した施策の推進が必要である。</li> <li>こどもが日常的に集団で移動する経路等の安全を確保するため、既存の施策に加えて、園外活動時の安全管理に関する各種事業（ICTを活用したこども見守りサービス、巡回支援指導員の配置等）の活用、令和5年度から保育所等において策定が義務付けられた安全計画に基づく児童への安全指導等を推進していく方針である。</li> </ul>	-	-	-
805	③	子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会等に対して、「スクール・ゾーンの設定の推進について（依頼）」の通知を发出し、学校の周囲における交通安全対策につなげていくよう積極的な対応を依頼している。</li> <li>令和元年度以降、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」について、各市町村が直接実施できるよう実施要領等を見直すなど、子供の見守り活動を一層推進している。</li> <li>保育所や幼稚園など、子供が日常的に集団で移動する経路に係るよう対策箇所それぞれについて、関係府省と連携して、合同点検を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、本事業を活用している自治体数がここ数年横ばい傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」をより多くの自治体に活用されるよう、事業説明会等で広く周知を行い、通学路における子供の安全確保を推進する。</li> </ul>	-	-	-
806	③	子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進する。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備等を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、交通安全環境の整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、関係機関と密接に協力し、交通安全環境の整備を推進する。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
807	④	安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトシティの形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化、全国の高速道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援施設の整備等を推進する。	国土交通省	<p>【コンパクトシティ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画に取り組む市町村に対するコンサルティングを行うほか、関係府省で構成した「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じて、支援施策の充実や取組成果の見える化を図るなど、市町村の取組を省庁横断的に支援。</li> </ul> <p>【住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅団地における子育て施設等の整備を含め、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新及び住宅団地の再生等を図るため、地方公共団体における住宅や公共施設の整備等を総合的に行う取組を支援している。</li> <li>・大規模な公的賃貸住宅団地を含む老朽化の著しい地域において、居住機能の集約化とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取り組みの支援を実施した。</li> </ul> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第2号）において、令和3年度から令和7年度までの5年間を目標期間とする第3次バリアフリー整備目標を定め、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進を図っている。</li> </ul> <p>①【道の駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の「道の駅」において、24時間利用可能なベビーコーナーや、妊婦向け優先駐車スペースの整備を推進している。</li> </ul> <p>②【高速道路のサービスエリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NEXCO3社及び本四高速が管理する商業施設のある全てのサービスエリアにおいて、以下の取組を実施している。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 24時間利用可能なベビーコーナーの設置</li> <li>2. 妊産婦の方が利用できる屋根付き優先駐車スペースの設置（妊産婦を示すピクトグラム等を表示）</li> <li>3. おむつの販売（小単位での販売）</li> <li>4. 施設情報の提供（HPでの情報提供）</li> </ol>	<p>【コンパクトシティ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月31日時点で、747都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っており、このうち、568都市が計画を作成・公表。</li> </ul> <p>【住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施している地区において、良質な住宅の供給と併せて、公共施設の整備、道路・公園等の公共施設の整備や住宅団地における子育て施設等の整備が図られている。</li> <li>・公的賃貸住宅の建替えや改修と併せて子育て世帯等が安心して暮らすことができる環境の実現が図られている。</li> </ul> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第2号）に基づき、バリアフリー化が着実に進められていると評価できる。</li> </ul> <p>①【道の駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月時点において、全国の「道の駅」1,213施設のうち、24時間利用可能なベビーコーナー266施設（約22%）、妊婦向け優先駐車スペース357施設（約29%）を整備済み。</li> </ul> <p>②【高速道路のサービスエリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設のある全てのサービスエリア（計221箇所）において、全ての取組について対応済み（建替工事等により一時的に対応できない箇所を含む）。</li> </ul>	<p>【コンパクトシティ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の取組を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大。</li> </ul> <p>【住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅団地における子育て施設等の整備について、地方公共団体における取組に対して引き続き支援していく。</li> <li>・大規模な公的賃貸住宅団地を含む老朽化の著しい地域において、居住機能の集約化とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取り組みに対して引き続き支援を実施する。</li> </ul> <p>【公共交通機関等のバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者に対する補助制度や税制特例措置の有効活用などによって、引き続きバリアフリー化の促進を図る。</li> </ul> <p>①【道の駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き取組を継続していく。</li> </ul> <p>②【高速道路のサービスエリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き取組を継続していく。</li> </ul>	高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
808	⑤	医療・介護保険制度については、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師については、復職を含めた就職を希望する女性医師等に対し医療機関や再研修先の紹介等を行う女性医師バンクと、就業継続及び復職支援のための講習会等を実施する「女性医師支援センター事業」を実施している。</li> <li>・看護職員については、地域医療介護総合確保基金を通じ、都道府県の実情に応じて看護職員の資質の向上を図ることができるよう支援している。</li> <li>・介護労働者については、介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」（令和3年厚生労働省告示第117号）に基づき、介護労働者の身体的負担の軽減に資する介護福祉機器を導入した事業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善のための相談援助を実施している。また、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、先進的な取組を行う事業所の雇用管理改善の好事例把握やコンサルティング等を行う事業を実施している。</li> <li>・介護人材の確保については、就業促進、職場環境の改善による離職の防止、人材育成への支援なども含めて、人材の確保・育成に総合的に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性医師等の復職等が円滑に進むよう、引き続き本事業を実施していく必要がある。</li> <li>・看護職員の資質の向上を図ることができるよう、引き続き支援していく必要がある。</li> <li>・当該取組により、第5次計画策定時に15.4%（令和元年度）であった「訪問介護員と介護職員の離職率（合計）」は、令和5年度には13.1%と低下しており、介護事業所における雇用管理改善の取組が進んでいるものと考えられる。</li> <li>・左記の取組により、介護人材は毎年度着実に増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、女性医師等の復職等が円滑に進むよう、本事業を実施していく。</li> <li>・看護職員の資質の向上を図ることができるよう、引き続き支援していく。</li> <li>・今後も介護分野における人材不足が続くことが予想されることから、引き続き、「介護雇用管理改善等計画」に基づき、魅力ある職場づくりを目指し介護労働者の雇用管理の改善を図っていく。</li> <li>・今後も、各都道府県に設置している地域医療介護総合確保基金を活用して、介護分野へのアクティブシニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護の仕事の魅力発信による普及啓発などに取り組む。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
809	⑥	医療・介護の連携の推進や、認知症施策の充実等により、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と介護の連携の推進については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づき実施している。同法においては、医療法に規定する医療計画と介護保険法に規定する都道府県介護保険事業支援計画の整合性を確保することとしており、第8次医療計画及び第9期介護保険事業（支援）計画がそれぞれ令和6年4月1日より開始された。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することを推進している。</li> <li>・令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）については、策定の中間年となる令和4年度に施策の進捗を確認し、評価基準に基づく施策の評価や目標の見直しを実施した。</li> <li>さらに、令和6年1月1日には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、令和6年度中に「認知症施策推進基本計画」がとりまとめられる予定。</li> <li>・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」）において、家族介護者への支援の充実について、介護保険事業（支援）計画に定めることを記載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県において、第8次医療計画に基づき、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する等、今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の整備が進められている。</li> <li>・市町村においては、介護保険法における地域支援事業の1つとして在宅医療・介護連携推進事業を位置付けており、日常の療養支援、入院・退院支援、急変時の対応、看取り等の場面における取組の推進を実施している。</li> <li>・大綱において「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」を施策の柱の1つとして設けており、認知症の人の介護者の負担軽減の推進に向けて着実に事業が進められている。</li> <li>・基本指針の下で、各都道府県・市町村において、第9期介護保険事業（支援）計画を策定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、引き続き医療及び介護の総合的な確保について検討していくとともに、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することを推進していく。</li> <li>・大綱に基づく施策を着実に推進させるとともに、基本法に基づいて基本計画の策定を行い、認知症施策を総合的に推進していく。</li> <li>・家族介護者への支援については、その充実に取り組みこと等を盛り込んだ介護保険事業（支援）計画の下で施策を推進していく</li> </ul>	-	-	-
810	⑦	男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休業法の履行確保を図る。 また、次世代育成支援対策推進法の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時育児休業（産後パパ育休）の創設や育児休業の分割取得、有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件を緩和等を内容とする育児・介護休業法の改正を令和3年に行い、令和4年4月1日以降、順次施行した。</li> <li>・また、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん）の認定基準について、男性の育児休業等取得率等に係る基準を引き上げ、男女の育児休業等取得率等の公表を基準に加える次世代育成支援対策推進法施行規則等の改正を令和3年に行い、令和4年4月1日から施行した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女ともに子育て・介護をしながら働き続けられる職場環境を整備するため、引き続き改正内容を含む育児・介護休業法の履行確保を図る必要がある。</li> <li>・次世代認定（くるみん）の制度については、基準の改正内容を含む認定制度等の周知を行い、令和5年度末時点で認定取得企業数が4,481社となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備の事業主への義務付け等を内容とする改正育児・介護休業法が今後施行されるため、同改正法の円滑な施行を含め、引き続き育児・介護休業法の着実な履行確保を図る。</li> <li>・また、仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組を促進するため、次世代認定（くるみん）の認定基準を引き上げることとしており、引き続きこれらの周知等を実施していく。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実</b>									
811	①	学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動や、人権教育の在り方等についての調査研究を行う。	内閣府	<p>(広報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約整理した上で、ホームページ・月刊総合情報誌「共同参画」・SNS等を活用し、情報発信・広報活動を積極的に実施して、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進している。</li> </ul> <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する諸問題について理解を深めるため、苦情処理に当たる地方公共団体の職員や行政相談委員、人権擁護委員等を対象に研修を実施している。</li> </ul> <p>(暴力課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」や「若年層の性暴力被害予防月間」において啓発ポスターや啓発動画を作成し、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、人身取引（性的サービスの強要等）等の暴力は重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの意識を社会全体に広げている。</li> </ul>	<p>(広報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き取り組みを継続することが重要である。</li> </ul> <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情内容等の情報の定期的な把握及び苦情処理研修会の実施により、苦情処理件数の増加している中においても、正しい知識の普及を図られており、問題解決の円滑化に繋がっている。</li> </ul> <p>(暴力課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した啓発物を男女共同参画局Xやホームページに掲載する、関係機関に配布する等の取組により、多くの人の目に触れることで、一定の意識啓発はできていると評価する。</li> </ul>	<p>(広報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き取り組みを継続する。</li> </ul> <p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国における苦情処理件数は、計画策定時と比較して増加となっており、苦情処理に当たる国・地方公共団体の職員や行政相談委員、人権擁護委員等については、引き続き、業務に要する知識・技能の向上が必要である。</li> </ul> <p>(暴力課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も関係機関等と連携し、暴力の問題の実態や相談先を周知することで、暴力を断じて許さないという認識の共有や、被害を相談しやすい社会の形成を図る。</li> </ul>		国、地方公共団体の苦情処理件数（男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について）	
812	①	学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動や、人権教育の在り方等についての調査研究を行う。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省の人権擁護機関では、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権課題についての各種啓発冊子の作成・配布や各種人権動画の配信等の取組を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。</li> </ul>		啓発動画の再生回数（累計）令和6年3月31日現在1,843,070回(※)	※法務省人権擁護局人権啓発動画『「誰か」のことじゃない。ハラスメント編』と『「誰か」のことじゃない。DV編』の再生回数の合算
813	①	学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動や、人権教育の在り方等についての調査研究を行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも教育実践などについての調査研究が効率的かつ効果的に実施され、その成果の活用促進が図られていくことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、人権教育の指導方法等に関する調査研究結果の普及を図るとともに、人権教育総合推進地域事業及び人権教育研究指定校事業の成果を人権教育アーカイブ等を通じて展開し、その活用を一層促進する。</li> </ul>			

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
814	②	男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知に努める。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約整理した上で、ホームページ・月刊総合情報誌「共同参画」・SNS等を活用し、情報発信・広報活動を積極的に実施して、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進している。</li> <li>・「男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧」をホームページへ掲載し、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知を行っている。</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）について、男女共同参画局ホームページ内に関連資料をまとめて周知するとともに、同法の令和5年改正の際には、保護命令制度の改正の内容について、パンフレットを作成し、その内容の周知を図っている。</li> <li>あわせて、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力等の被害者に対しては、ホームページ等で各種相談窓口の周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種広報媒体を活用した情報発信等の取り組みを継続することが重要である。</li> <li>・「男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧」をホームページへの掲載により、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知が適切に行われている。</li> <li>・配偶者等からの暴力について、「配偶者からの暴力被害者支援情報」の「相談機関一覧」において、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を周知するとともに、性犯罪・性暴力被害者について、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの一覧を掲載し周知する等、適切に周知が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種広報媒体を活用した情報発信等の取り組みを継続する。</li> <li>・引き続き、男女共同参画局ホームページ内において、所管法令の内容の分かりやすい広報が行われるよう工夫するとともに、「男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧」の掲載や配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の相談窓口の掲載等を継続して行い、権利が侵害された場合の相談窓口の周知を行う必要がある。</li> </ul>		国、地方公共団体の苦情処理件数 (男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について)	
815	②	男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知に努める。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の法務局に設置している女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」等の人権相談窓口について、各種広報用ポスターの配布やSNSによる情報発信等を通じた周知広報の取組を実施している。</li> <li>・法務省の人権擁護機関では、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権課題についての各種啓発冊子の作成・配布や各種人権動画の配信等の取組を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、人権相談窓口の利用促進に向けた周知を行っていく必要がある。</li> <li>・引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、人権相談窓口の利用促進に向けた周知を行っていく。</li> <li>・引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。</li> </ul>		女性を被害者とする人権相談件数 女性の人権ホットライン相談件数	啓発動画の再生回数 (累計) 令和6年3月31日現在 1,843,070回(※) ※法務省人権擁護局人権啓発動画『「誰か」のことじゃない。ハラメント編』と『「誰か」のことじゃない。DV編』の再生回数の合算

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
816	②	男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知に努める。	外務省	<p>・2017年から毎年1回、国際人権対日理解促進プログラムの枠組みで女子差別撤廃委員会委員2～3名を招へいし、女性分野における国際的課題に関する国民の理解を深めるため、大学等で講演会を行っている（2020年以降は第9回政府報告審査に向けた準備が開始されたこと等を受け招へいを見合わせ）。2022年3月には、女子差別撤廃委員会委員の参加を得てウェビナー「女性差別撤廃条約を知っていますか？」を開催。また、女子差別撤廃条約、報告、最終見解等を外務省ウェブサイトに掲載し、広報に努めている。</p>	<p>・講演会の開催や女子差別撤廃条約本文のウェブサイトへの掲載を行うことで、国内での関心が喚起され、理解が深まることに貢献している。</p>	<p>・女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論と日本における男女共同参画社会の実現にむけた取組が連動していることに関する一般国民の理解を浸透させるため、今後も広報活動に力を入れる。</p>	—	—	—
817	③	<p>政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。</p> <p>また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵害事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。</p>	内閣府	<p>・男女共同参画に関する諸問題について理解を深めるため、苦情処理に当たる地方公共団体の職員や行政相談委員、人権擁護委員等を対象に年1回研修を実施している。</p> <p>【男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」】</p> <p>令和5年11月4日から令和6年3月31日まで（オンライン配信）</p> <p>令和4年11月2日（オンライン開催）</p> <p>令和3年5月26日（オンライン開催）</p> <p>・国民からの苦情・意見を踏まえた施策の改善について、総合的な取組を推進するため、関係府省や都道府県・政令指定都市より、について、男女共同参画に関する実態把握を行っている。</p>	<p>・苦情処理に当たる地方公共団体の職員や行政相談委員、人権擁護委員等を対象に研修を実施しており、知識・技能の向上が図られている。</p>	<p>・国における苦情処理件数は、計画策定時と比較して増加となっており、苦情処理に当たる国・地方公共団体の職員や行政相談委員、人権擁護委員等については、より一層の業務に要する知識・技能の向上が必要である。</p> <p>引き続き、男女共同参画に関する施策についての苦情の内容及び処理結果等について、実態把握を行うとともに、苦情処理研修を実施する。</p>	—	<p>国、地方公共団体の苦情処理件数（男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について）</p>	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
818	③	政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。 また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵害事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。	こども家庭庁	・民生委員・児童委員の研修については毎年、都道府県、指定都市、中核市及び民生委員・児童委員の集合体である民生委員児童委員協議会が実施している研修に講師を派遣している。	・民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、引き続きその資質向上に努めていく必要がある。	・引き続き、民生委員児童委員協議会が実施している研修に講師を派遣し、民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、その資質向上を図る。	-	-	-
819	③	政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。 また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵害事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。	総務省	・男女共同参画担当委員に指名した行政相談委員が内閣府主催の「男女共同参画に関する基礎研修及び苦情処理研修」及び「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」に参加した。 ・管区行政評価局（支局）・行政評価事務所・行政監視行政相談センターにおいて、上記研修に参加した男女共同参画担当委員の協力を得て、研修や会議の場を通じ、行政相談委員に対し、研修内容を周知し、男女共同参画に関する施策等の理解を深めた。 ・管区局所等及び行政相談委員が受付・処理した男女共同参画に関する相談の処理件数等を毎年度把握している。	・男女共同参画担当委員に指名した行政相談委員は、研修や会議へ参加することにより、男女共同参画に関する施策への理解が深まるとともに、男女共同参画に関する相談技能の向上に役立っている。 ・男女共同参画に関する施策や苦情処理の方法に関する知識については、行政相談委員に対する研修や会議を通じて、全国の行政相談委員に広く情報共有しており、各行政相談委員が男女共同参画に関する相談に対し、適切に対応することができる。	・男女共同参画担当委員に指名する行政相談委員は、引き続き研修や会議に参加し、男女共同参画担当委員としての能力の向上を図っていく。 ・男女共同参画担当委員から得られる、男女共同参画に関する施策や苦情処理方法に関する情報については、引き続き、管区行政評価局等における行政相談委員に対する研修や会議の場を通じて、全国の行政相談委員に対し、情報提供し、男女共同参画に関する施策への理解を深めていくとともに、男女共同参画に関する相談に役立てることとする。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
820	③	<p>政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。</p> <p>また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵害事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。</p>	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員に対する研修として、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対応するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施している。また、相談対応に当たる法務局職員等に対しては、各種教材を使用した現場における対応に重点を置いた研修を実施している。</li> <li>・全国の法務局では、女性に関する人権問題等について相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。</li> <li>・法務省の人権擁護機関では、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権課題についての各種啓発冊子の作成・配布や各種人権動画の配信等の取組を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種研修を充実させる必要がある。</li> <li>・引き続き、女性に関する人権相談等について、適切に対応していく必要がある。</li> <li>・引き続き、各種人権啓発活動に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種研修の充実に努める。</li> <li>・引き続き、人権相談窓口の利用促進に向けた周知を行うとともに、女性に関する人権相談等について、適切に対応していく。</li> <li>・引き続き、各種人権啓発活動に取り組んで行く。</li> </ul>	-	<p>女性を被害者とする人権相談件数</p> <p>女性の人権ホットライン相談件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員向け研修の参加人数 令和5年度 443人</li> <li>・法務局職員向け研修の参加人数 令和5年度 40人</li> </ul>
821	③	<p>政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。</p> <p>また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵害事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。</p>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の研修については毎年、都道府県、指定都市、中核市及び民生委員・児童委員の集合体である民生委員児童委員協議会において、人権問題に対する正しい知識と理解を深めるための研修を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員に対する研修については民生委員法上、各都道府県・指定都市・中核市が主体となって行うこととされているが、これらに係る経費については、厚生労働省としても、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行うなどを通じて支援しているところ。</li> <li>・令和5年度においては、98の都道府県等が補助金を活用して民生委員・児童委員に対する研修を実施しているところであり、民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、引き続きその資質向上に努めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、引き続きその資質向上に努めていく。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
822	④	英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所や外国語インターネット人権相談受付窓口を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の法務局では、日本語を自由に話すことの困難な外国人からの人権相談に応じる「外国人のための人権相談所」を開設するとともに、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国語インターネット人権相談受付窓口」での人権相談に応じており、令和3年3月からは、「外国語インターネット人権相談受付窓口」の対応言語を拡大し、「外国語人権相談ダイヤル」と同様、10言語による対応が可能となったほか、令和4年6月からは、全国の「外国人のための人権相談所」について、対応言語を約80の言語に拡大している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語を自由に話すことの困難な外国人が円滑に相談することができるよう、引き続き、適切に対応する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語を自由に話すことの困難な外国人が円滑に相談することができるよう、引き続き、適切に対応する。</li> </ul>	—	—	外国人を被害者とする人権相談件数 令和5年 729件 (男女別なし)
823	⑤	男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府職員を対象としたジェンダー統計研修において、男女共同参画社会基本法についても説明を行い、日本における男女共同参画社会の形成に向けた取組について理解を深めてもらうよう努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本研修は毎年度行っており、政府職員の男女共同参画社会に対する理解促進に繋がっていると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、左記の取組を進めていく。</li> </ul>	—	—	—